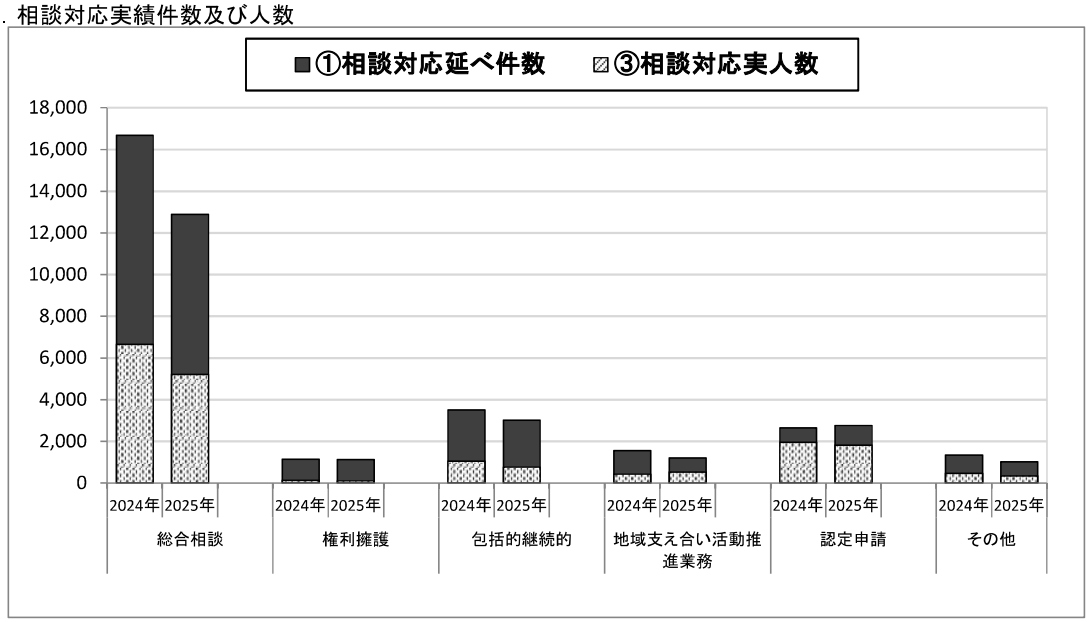
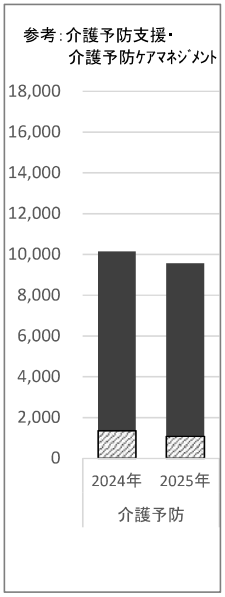
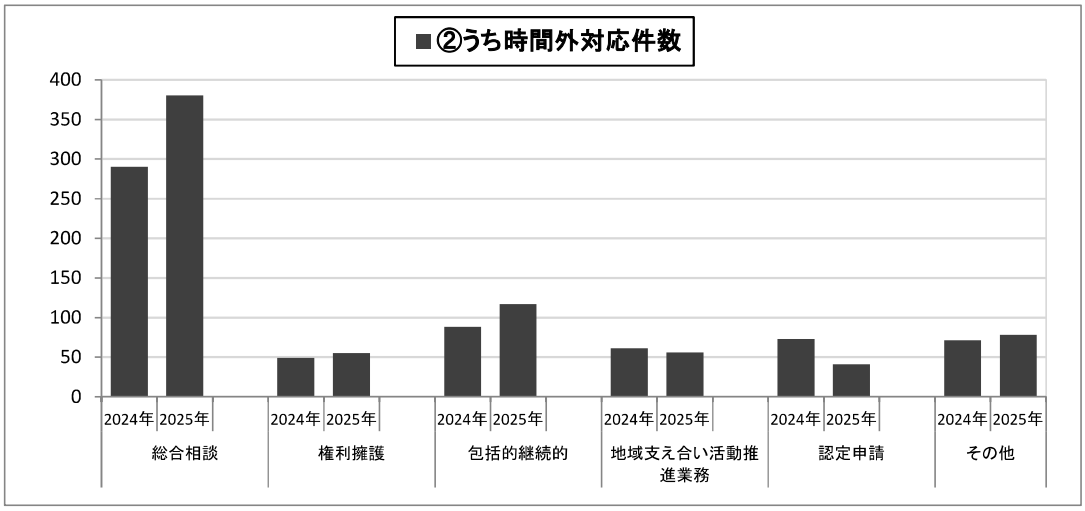
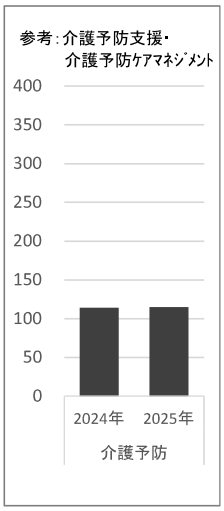
2025年度　実績報告書（兵庫区）

1. 相談対応実績件数及び人数









	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	4,922	624	981	898	233	22	6,310	153	0	548	14	1,395	642	188	771	424	18,125
うち時間外対応	174	38	26	18	1	0	51	3	0	36	1	39	46	2	14	34	483
来所	1,465	119	326	156	196	60	332	20	0	48	2	199	92	139	1,032	163	4,349
うち時間外対応	26	4	7	0	3	0	3	0	0	0	0	3	3	4	13	10	76
訪問	1,012	110	214	622	214	57	2,794	65	0	121	9	251	221	751	878	366	7,685
うち時間外対応	30	2	7	12	3	0	49	3	0	4	0	5	16	4	12	33	180
その他	179	75	63	128	196	6	127	26	0	130	1	141	73	132	90	63	1,430
うち時間外対応	14	4	6	3	2	0	12	2	0	6	0	2	3	46	2	1	103
①相談対応延べ件数	7,578	928	1,584	1,804	839	145	9,563	264	0	847	26	1,986	1,028	1,210	2,771	1,016	31,589
前年度比	−23%	−15%	−15%	−17%	−45%	7%	−6%	71%	−100%	−9%	−62%	−8%	−24%	−23%	5%	−24%	−15%
1圏域あたり（件）	947	116	198	226	105	18	1,195	33	0	106	3	248	129	151	346	127	3,949
②うち時間外対応件数	244	48	46	33	9	0	115	8	0	46	1	49	68	56	41	78	842
前年度比	23%	336%	53%	−18%	−10%	−	1%	33%	−	18%	−75%	123%	3%	−8%	−44%	10%	13%
1圏域あたり（件）	31	6	6	4	1	0	14	1	0	6	0	6	9	7	5	10	105
③相談対応実人数	3,003	285	531	724	562	118	1,072	41	0	48	19	646	117	533	1,820	340	−
前年度比	−16%	−30%	−9%	−12%	−51%	4%	−21%	28%	−100%	−38%	0%	−28%	−26%	23%	−7%	−28%	−
1圏域あたり（人）	375	36	66	91	70	15	134	5	0	6	2	81	15	67	228	43	−

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外（休日、祝日を含む）に受付・対応した件数

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	3	3	2	0	0	8
実人数	3	3	2	0	0	8

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		2025年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	23,356 件	−4.2%	2,919.5 件
緊急対応件数（事故対応等）	件数	18 件	−18.2%	2.3 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	14,494	1,870

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		2025年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	17 件	−5.6%	2.1 件
	参加人数	381 人	−11.6%	47.6 人
	（内訳）協議体開催数	4 件	0.0%	0.5 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	21 件	−4.5%	2.6 件
	参加人数	51 人	−38.6%	6.4 人
自センター主催の会議等	開催数	40 件	−16.7%	5.0 件
	参加人数	491 人	−3.2%	61.4 人
小地域支え合い連絡会	開催数	53 件	1.9%	6.6 件
	参加人数	660 人	5.8%	82.5 人
行政等主催の会議等	開催数	357 件	2.6%	44.6 件
	参加職員数	406 人	−6.2%	50.8 人
地域主催の会議等	開催数	669 件	3.2%	83.6 件
	参加職員数	755 人	5.3%	94.4 人
ケアマネ等研修会	開催数	14 件	0.0%	1.8 件
	参加人数	217 人	14.8%	27.1 人
介護リフレッシュ教室	開催数	45 件	−10.0%	5.6 件
	参加人数	364 人	−9.5%	45.5 人
運営推進会議	開催数	104 件	−8.0%	13.0 件
	参加職員数	108 人	−10.0%	13.5 人
研修	回数	123 件	−30.5%	15.4 件
	受講職員数	147 人	−33.2%	18.4 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	165 件	−47.9%	20.6 件
	参加職員数	205 人	−47.8%	25.6 人
他機関との連絡調整	件数	7,334 件	−0.6%	916.8 件

月別実績報告書 その1

センター番号：	04
センター名：	兵庫区

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	4,922	624	981	898	233	22	6,310	153	0	548	14	1,395	642	188	771	424	18,125
うち時間外対応	174	38	26	18	1	0	51	3	0	36	1	39	46	2	14	34	483
来所	1,465	119	326	156	196	60	332	20	0	48	2	199	92	139	1,032	163	4,349
うち時間外対応	26	4	7	0	3	0	3	0	0	0	0	3	3	4	13	10	76
訪問	1,012	110	214	622	214	57	2,794	65	0	121	9	251	221	751	878	366	7,685
うち時間外対応	30	2	7	12	3	0	49	3	0	4	0	5	16	4	12	33	180
その他	179	75	63	128	196	6	127	26	0	130	1	141	73	132	90	63	1,430
うち時間外対応	14	4	6	3	2	0	12	2	0	6	0	2	3	46	2	1	103
合計	7,578	928	1,584	1,804	839	145	9,563	264	0	847	26	1,986	1,028	1,210	2,771	1,016	31,589
うち時間外対応	244	48	46	33	9	0	115	8	0	46	1	49	68	56	41	78	842
実人数	4,918	446	966	1,165	692	125	5,689	111	0	124	21	1,358	335	1,070	2,118	615	19,753
うち新規人数	3,003	285	531	724	562	118	1,072	41	0	48	19	646	117	533	1,820	340	9,859

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	3	3	2	0	0	8
実人数	3	3	2	0	0	8

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	2,820	対象人数	23,356
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	1,715	対象人数	15,575
緊急対応件数（事故対応等）		件数	18		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		401	8	393	178	8	3
	簡易型		312	8	304	76	5	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		1,391	28	1,363	623	28	8
モニタリング	回数	14,494	サービス担当者会議			回数		1,870

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	17	参加人数	381
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	4		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	21	参加人数	51
自センター主催の会議等	会議数	40	参加人数	491
小地域支え合い連絡会	開催数	53	参加人数	660
行政等主催の会議等	会議数	357	参加職員数	406
地域主催の会議等	会議数	669	参加職員数	755
ケアマネ等研修会	開催数	14	参加人数	217
介護リフレッシュ教室	開催数	45	参加人数	364
運営推進会議	開催数	104	参加職員数	108
研修	回数	123	受講職員数	147
住民主体活動の後方支援	参加回数	165	参加職員数	205
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	7,334		
（内数）ケース検討会	開催数	204		

月別実績報告書 その1

センター番号：	26
センター名：	兵庫平野

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	188	61	50	41	16	0	255	5	0	8	0	143	81	4	10	45	907
うち時間外対応	16	11	3	6	0	0	16	0	0	1	0	10	5	1	0	7	76
来所	132	13	36	4	49	2	44	2	0	2	0	16	13	6	64	8	391
うち時間外対応	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
訪問	81	20	12	47	34	4	192	7	0	18	0	63	54	27	111	14	684
うち時間外対応	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	2	0	0	1	8
その他	14	16	7	5	33	0	25	3	0	4	0	55	27	16	8	26	239
うち時間外対応	2	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	2	1	1	0	0	10
合計	415	110	105	97	132	6	516	17	0	32	0	277	175	53	193	93	2,221
うち時間外対応	19	13	3	7	0	0	20	0	0	1	0	14	8	2	0	8	95
実人数	322	63	97	57	126	6	354	12	0	18	0	197	98	49	190	89	1,678
うち新規人数	230	23	69	39	116	6	157	1	0	7	0	75	22	28	163	49	985

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	708	対象人数	5,917
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	504	対象人数	4,344
緊急対応件数（事故対応等）		件数	6		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		27	1	26	8	0	0
	簡易型		43	2	41	7	3	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		129	5	124	30	0	0
モニタリング	回数	1,791	サービス担当者会議			回数		226

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	55
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	7
自センター主催の会議等	会議数	17	参加人数	177
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	225
行政等主催の会議等	会議数	60	参加職員数	83
地域主催の会議等	会議数	79	参加職員数	118
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	11
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	86
運営推進会議	開催数	6	参加職員数	6
研修	回数	12	受講職員数	15
住民主体活動の後方支援	参加回数	17	参加職員数	22
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	537		
（内数）ケース検討会	開催数	14		

月別実績報告書 その1

センター番号：	27
センター名：	みなとがわ

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	512	37	132	418	24	0	110	33	0	68	8	239	16	40	37	20	1,694
うち時間外対応	12	1	1	6	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	22
来所	220	10	53	114	20	5	37	5	0	9	0	57	6	54	88	15	693
うち時間外対応	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5
訪問	89	0	35	171	11	6	24	12	0	9	1	25	0	48	56	6	493
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	42	3	21	90	7	0	8	3	0	24	0	40	5	22	4	2	271
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	863	50	241	793	62	11	179	53	0	110	9	361	27	164	185	43	3,151
うち時間外対応	16	1	1	6	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	28
実人数	494	34	95	492	38	10	92	22	0	32	7	216	18	119	91	33	1,793
うち新規人数	266	25	40	268	13	8	47	9	0	3	5	89	7	88	64	24	956

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	1,456	対象人数	8,270
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	792	対象人数	7,433
緊急対応件数（事故対応等）		件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		30	0	30	24	3	0
	簡易型		55	1	54	21	2	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		129	5	124	91	15	2
モニタリング	回数	1,080	サービス担当者会議			回数		130

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	43
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	2	参加人数	56
小地域支え合い連絡会	開催数	8	参加人数	45
行政等主催の会議等	会議数	53	参加職員数	58
地域主催の会議等	会議数	181	参加職員数	187
ケアマネ等研修会	開催数	0	参加人数	0
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	35
運営推進会議	開催数	24	参加職員数	28
研修	回数	28	受講職員数	30
住民主体活動の後方支援	参加回数	64	参加職員数	85
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,213		
（内数）ケース検討会	開催数	12		

月別実績報告書 その1

センター番号：	28
センター名：	荒田

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	374	26	36	53	7	3	140	7	0	7	0	9	9	17	83	116	887
うち時間外対応	8	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	15	28
来所	61	14	15	7	6	5	26	0	0	4	0	4	5	9	86	80	322
うち時間外対応	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	8	13
訪問	67	11	24	70	14	2	238	20	0	10	0	7	14	348	99	298	1,222
うち時間外対応	1	0	0	5	1	0	11	0	0	0	0	0	1	4	3	29	55
その他	3	1	2	0	11	0	2	0	0	0	0	2	1	1	0	17	40
うち時間外対応	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	505	52	77	130	38	10	406	27	0	21	0	22	29	375	268	511	2,471
うち時間外対応	9	2	1	7	2	0	13	0	0	0	0	0	2	4	5	52	97
実人数	353	21	38	84	29	7	275	16	0	6	0	6	9	364	192	255	1,655
うち新規人数	225	13	30	62	22	5	96	9	0	5	0	4	7	214	182	107	981

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	105	対象人数	1,423
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	18	対象人数	155
緊急対応件数（事故対応等）		件数	3		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		47	0	47	37	0	0
	簡易型		33	1	32	15	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		153	2	151	121	0	0
モニタリング	回数	726	サービス担当者会議			回数		118

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	43
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	14
小地域支え合い連絡会	開催数	5	参加人数	50
行政等主催の会議等	会議数	29	参加職員数	32
地域主催の会議等	会議数	33	参加職員数	34
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	39
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	45
運営推進会議	開催数	10	参加職員数	10
研修	回数	16	受講職員数	16
住民主体活動の後方支援	参加回数	23	参加職員数	23
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	404		
（内数）ケース検討会	開催数	1		

月別実績報告書 その1

センター番号：	29
センター名：	新開地あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,220	270	81	180	85	15	190	78	0	372	4	123	159	44	455	93	3,369
うち時間外対応	52	15	2	3	1	0	6	3	0	33	0	8	9	1	14	3	150
来所	195	33	17	6	22	13	20	8	0	32	1	57	24	34	188	16	666
うち時間外対応	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	0	14
訪問	204	28	6	115	56	36	64	20	0	48	2	22	25	126	166	13	931
うち時間外対応	2	0	1	1	1	0	2	3	0	3	0	3	2	0	1	0	19
その他	68	36	10	20	17	1	4	20	0	94	0	28	24	23	24	4	373
うち時間外対応	6	2	2	2	2	0	0	2	0	6	0	0	0	7	2	1	32
合計	1,687	367	114	321	180	65	278	126	0	546	7	230	232	227	833	126	5,339
うち時間外対応	62	17	7	6	6	0	8	8	0	42	0	12	12	11	20	4	215
実人数	765	98	68	163	128	49	116	27	0	33	4	98	57	187	460	82	2,335
うち新規人数	543	78	57	77	104	49	100	14	0	13	4	70	22	125	387	78	1,721

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	2	2	0	0	4
実人数	0	2	2	0	0	4

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	321	対象人数	1,127
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	286	対象人数	1,005
緊急対応件数（事故対応等）		件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		67	2	65	29	0	1
	簡易型		56	2	54	14	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		174	4	170	84	0	3
モニタリング	回数	2,073	サービス担当者会議			回数		256

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	54
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	11
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	8
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	84
行政等主催の会議等	会議数	59	参加職員数	68
地域主催の会議等	会議数	61	参加職員数	77
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	10
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	35
運営推進会議	開催数	18	参加職員数	18
研修	回数	24	受講職員数	42
住民主体活動の後方支援	参加回数	25	参加職員数	27
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,297		
（内数）ケース検討会	開催数	158		

月別実績報告書 その1

センター番号：	30
センター名：	夢野の丘あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	979	119	241	27	48	0	360	21	0	24	0	301	220	7	2	97	2,446
うち時間外対応	49	8	12	0	0	0	1	0	0	0	0	18	20	0	0	0	108
来所	174	18	32	2	43	13	52	1	0	0	0	21	12	3	129	5	505
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
訪問	200	24	62	30	23	3	165	3	0	6	0	37	40	2	120	1	716
うち時間外対応	3	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	12
その他	15	9	3	1	2	0	11	0	0	1	0	4	7	2	2	4	61
うち時間外対応	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	6
合計	1,368	170	338	60	116	16	588	25	0	31	0	363	279	14	253	107	3,728
うち時間外対応	55	10	15	0	0	0	2	0	0	0	0	19	27	0	0	0	128
実人数	703	88	169	44	82	16	241	25	0	6	0	189	56	13	249	80	1,961
うち新規人数	358	36	68	29	66	15	110	1	0	2	0	53	9	8	244	24	1,023

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	3	1	0	0	0	4
実人数	3	1	0	0	0	4

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	37	対象人数	1,220
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	36	対象人数	1,204
緊急対応件数（事故対応等）		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		71	3	68	18	2	0
	簡易型		25	0	25	8	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		168	1	167	70	4	0
モニタリング	回数	2,018	サービス担当者会議			回数		279

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	34
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	5	参加人数	13
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	10
小地域支え合い連絡会	開催数	4	参加人数	32
行政等主催の会議等	会議数	21	参加職員数	24
地域主催の会議等	会議数	21	参加職員数	40
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	12
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	66
運営推進会議	開催数	6	参加職員数	6
研修	回数	10	受講職員数	10
住民主体活動の後方支援	参加回数	14	参加職員数	15
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	742		
（内数）ケース検討会	開催数	1		

月別実績報告書 その1

センター番号：	31
センター名：	中道あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	841	16	231	8	23	0	1,504	4	0	17	0	267	38	1	146	2	3,098
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
来所	233	6	87	2	11	8	70	0	0	0	0	30	8	2	191	0	648
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	140	5	29	38	16	1	758	3	0	10	3	72	26	1	78	0	1,180
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
その他	0	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,214	27	347	48	50	9	2,367	7	0	27	3	369	72	4	415	2	4,961
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
実人数	1,046	25	236	37	48	9	2,038	5	0	8	3	357	33	4	344	2	4,195
うち新規人数	358	16	75	15	18	9	208	3	0	5	3	100	15	4	225	1	1,055

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	41	対象人数	2,000
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	2	対象人数	115
緊急対応件数（事故対応等）		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		59	0	59	28	0	0
	簡易型		33	0	33	6	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		232	0	232	94	0	0
モニタリング	回数	2,057	サービス担当者会議			回数		294

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	62
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	6
自センター主催の会議等	会議数	4	参加人数	66
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	80
行政等主催の会議等	会議数	27	参加職員数	32
地域主催の会議等	会議数	8	参加職員数	11
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	95
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	36
運営推進会議	開催数	14	参加職員数	14
研修	回数	5	受講職員数	5
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	653		
（内数）ケース検討会	開催数	4		

月別実績報告書 その1

センター番号：	32
センター名：	キャナルタウンあんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	363	37	95	5	7	0	3,699	0	0	38	1	28	53	17	27	51	4,421
うち時間外対応	34	0	7	0	0	0	25	0	0	0	1	2	11	0	0	9	89
来所	247	12	46	0	13	5	71	2	0	1	1	2	21	3	158	39	621
うち時間外対応	14	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	4	2	26
訪問	128	8	25	38	7	2	1,291	0	0	16	3	7	56	72	135	34	1,822
うち時間外対応	14	0	3	3	0	0	30	0	0	1	0	0	6	0	6	3	66
その他	19	2	13	0	0	0	40	0	0	4	0	2	6	68	22	10	186
うち時間外対応	2	0	1	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	38	0	0	50
合計	757	59	179	43	27	7	5,101	2	0	59	5	39	136	160	342	134	7,050
うち時間外対応	64	0	13	3	0	0	65	0	0	1	1	3	19	38	10	14	231
実人数	586	39	124	35	21	7	2,466	2	0	15	5	33	32	147	321	74	3,907
うち新規人数	465	32	83	34	20	7	284	2	0	8	5	30	10	51	318	57	1,406

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	83	対象人数	2,157
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	8	対象人数	77
緊急対応件数（事故対応等）		件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		52	0	52	19	0	0
	簡易型		37	1	36	3	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		191	4	187	53	0	2
モニタリング	回数	2,459	サービス担当者会議			回数		286

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	27
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	6	参加人数	12
自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数	44
小地域支え合い連絡会	開催数	7	参加人数	74
行政等主催の会議等	会議数	50	参加職員数	51
地域主催の会議等	会議数	95	参加職員数	95
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	29
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	28
運営推進会議	開催数	13	参加職員数	13
研修	回数	12	受講職員数	13
住民主体活動の後方支援	参加回数	12	参加職員数	23
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	250		
（内数）ケース検討会	開催数	9		

月別実績報告書 その1

センター番号：	33
センター名：	浜山あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	445	58	115	166	23	4	52	5	0	14	1	285	66	58	11	0	1,303
うち時間外対応	3	2	1	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	10
来所	203	13	40	21	32	9	12	2	0	0	0	12	3	28	128	0	503
うち時間外対応	6	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	15
訪問	103	14	21	113	53	3	62	0	0	4	0	18	6	127	113	0	637
うち時間外対応	9	1	1	2	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
その他	18	8	7	12	126	5	2	0	0	3	1	10	3	0	30	0	225
うち時間外対応	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	769	93	183	312	234	21	128	7	0	21	2	325	78	213	282	0	2,668
うち時間外対応	19	5	6	4	1	0	7	0	0	0	0	1	0	0	3	0	46
実人数	649	78	139	253	220	21	107	2	0	6	2	262	32	187	271	0	2,229
うち新規人数	558	62	109	200	203	19	70	2	0	5	2	225	25	15	237	0	1,732

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	69	対象人数	1,242
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	69	対象人数	1,242
緊急対応件数（事故対応等）		件数	3		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		48	2	46	15	3	2
	簡易型		30	1	29	2	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		215	7	208	80	9	1
モニタリング	回数	2,290	サービス担当者会議			回数		281

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	63
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	2
自センター主催の会議等	会議数	11	参加人数	116
小地域支え合い連絡会	開催数	5	参加人数	70
行政等主催の会議等	会議数	58	参加職員数	58
地域主催の会議等	会議数	191	参加職員数	193
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	21
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	33
運営推進会議	開催数	13	参加職員数	13
研修	回数	16	受講職員数	16
住民主体活動の後方支援	参加回数	10	参加職員数	10
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	238		
（内数）ケース検討会	開催数	5		

令和　8 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　26

あんしんすこやかセンター名：兵庫平野あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　寺尾　建

令和 8 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

月曜日から金曜日（祝日含む）9 時から 18 時までセンター職員が在席し、時間内に職員不在の事態を回避するよう事前にスケジュール調整を行う。夜間、休日等はセンターの担当者が転送用の携帯電話を持ち対応（24 時間受付）。相談内容により緊急性等を判断し、適宜対応する。相談をセンター閉所日に希望する方には、必要に応じて職員が出勤し、対応する。

２．職員の配置について

社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師、地域支え合い推進員の 4 職種を配置し、4 名体制で対応する。指定介護予防支援事業所として、各自要支援者の介護予防ケアマネジメント業務を担当する。加えて、専従プランナーを 1 名配置する。

地域包括支援センターとして、社会福祉士は主に権利擁護業務を行い、消費者被害等の情報提供も地域に向けて発信する。主任介護支援専門員は主に圏域内の圏域ケアマネジャーのケアマネジメント支援や、介護事業所間のネットワークづくりを行う。保健師は主に医療関係機関との連携、地域診断、介護予防業務全般を担当し、地域支え合い推進員は主に地域高齢者の見守りネットワークづくりの支援に関わる。職員が常に情報共有を行い、必要時には職員 2 名体制で対応するなど協力体制をもつ。また、新任職員入職時には研修を行ったうえでセンター業務全般において指導を行っていく。

また、それぞれの専門性を活かすために常に情報共有しながら検討を行い、前述した職種による業務の振り分けにこだわらず、業務負担が偏らないように振り分ける。

３．総合相談支援業務について

相談受付簿の即時作成及び回覧、毎朝の申し送り（出来ない時は共有が必要な事を回覧にして職員が把握できるようにする）により、全体で相談内容を把握し、担当職員が不在時も対応できるよう努める。

また、毎週金曜日を定例ミーティングとし、緊急性の高い事案が発生した場合は随時必要に応じてミーティングを行い、支援ケースの対応方針をセンター職員間で共有できるよう工夫する。市民への説明には、各種パンフレット等の媒体を用い、分かりやすい言葉で相談に来られた方が理解できるよう努める。

４．権利擁護業務について

社会福祉士を中心として、虐待や後見人制度についての相談や実務等に対応を行っていく。必要時、弁護士等の専門家に相談し、適切な体制で支援できるよう配慮する。また、人権に大

きく関わる内容であるため、kintone 上での報告を迅速に行い、センター広報誌の発行や権利擁護（後見人制度、消費者被害予防、高齢者虐待の予防）の説明会や勉強会を開催し、地域住民に対して啓発していく。特に増加しつつある独居で身寄りがない認知症高齢者の権利擁護について関係機関との事例検討等を行うことで対応力強化に努める。

5．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

介護事業所との連携を深めるためにセンター通信を発行し手渡しを行うことでセンターへ相談しやすい関係を形成する。また、相談があった際には必要時同行訪問するなどして後方支援を行う。また、圏域での多様な問題を抱える高齢者への支援にあたる介護支援専門員へ多職種連携によりサポートする。圏域内、また圏域を範囲に活動している介護事業所との連携強化を図るため、対応力強化や課題に対し、連携の中で浮き出た課題を分析したうえで計画的に介護事業所連絡会を企画・開催していく。

6．介護予防ケアマネジメント業務について

要支援者への介護予防ケアマネジメントにおいては法令遵守し、センター内で業務（介護予防サービス計画書作成など）が適切に行われているかを、チェックし合える仕組みを機能させていく。また、センター内で定期的に個別ケースの検討会を設け、適切にケアマネジメントできているか多職種で検討していく。ケアマネジメントの内容では、対象者を取り巻く生活環境のアセスメントを綿密に行い、対象者の持つ能力に着目し、フォーマルはもちろん、インフォーマルサービスの内容の充実化を図り、取り入れていく。

7．地域支え合い活動推進事業について

既存のつどい場及び新規で立ち上がるつどい場に対して後方支援を行っていく。また、既存のつどい場については維持・継続できるよう適宜参加し相談しやすい関係づくりに努め、後方支援を行う。また、地域や介護事業所への周知を図ることでつどい場の効果や目的、また地域交流の活性化につながることの普及啓発を図る。

また、安否確認や処遇困難事例対応を行う際、初回は地域支え合い推進員に加えて、三職種のいずれかの 2 名体制で訪問する。

地域支援者からの相談や地域実情などの情報を得た場合はセンター内で共有し対応きるように体制を整える。また、その内容を蓄積し分析したうえで地域活動計画に反映させる。

8．認知症に関する取り組みについて

独居で地域から孤立しがちな認知症高齢者が増加しているため、地域住民や多機関で地域課題を共有、検討しながら住み慣れたまちで住み続けられるまちづくりを推進していく。

介護リフレッシュ教室では、認知症の方を介護する家族や認知症サポーターに参加を呼びかけ、孤立しがちな介護家族同士の交流を図ることで、介護負担の軽減を図りながら介護しやすい環境づくりにつなげる。また、今後増加していく認知症高齢者の対応力強化を図るために、多世代の地域住民に認知症の普及啓発を図る機会を設ける。

9．民生委員等地域との連携について

民生委員や友愛訪問ボランティア、自治会等が出席する会議にセンター職員が積極的に

出席し、地域の見守り状況の把握に努め、支援者とのやり取りや相談内容はセンター職員間で共有し、整理する。また、民生委員が欠員となっている地域のつどい場には積極的に参加し、地域情報を収集できるようにする。また昨年度、民生委員改選により民生委員が多く交代し、今後も引き続き充分な見守り体制を継続できるよう、民生委員・友愛訪問ボランティア研修会を実施した。その中で見守り活動の課題や緊急時の対応などを共有することで組織同士の連携強化にもつながっている。今後も区社会福祉協議会と協働して地域全体の見守り体制強化を図る。

災害時の対応について、現状を把握したうえで今後の災害訓練と地域を巻き込んだ企画について一緒に検討し提案を行う。

１０．医療機関との連携について

主治医へのサービス担当者会議参加への呼びかけ、兵庫区医療・介護地域資源マップを活用し、面接・FAX・郵送により情報交換を行う。医師会・薬剤師会・歯科医師会へ同様に働きかける。

また、地域ケア会議等の行事へ参加してもらい、地域課題を共有したうえで連携体制を整えていく。センター通信を手渡しで配布することでセンター事業の啓発や連携の取りやすい体制を構築していく。

１１．その他関係機関との連携について

民生委員・友愛訪問ボランティアや介護事業所、医療機関、圏域内のみまもり応援団、金融機関、自治会などとの連携構築のため、月１回発行するセンター通信の配布、会議の出席依頼、相談など積極的に働きかける。また、神戸市高齢者安心登録事業や兵庫区みまもりキーホルダーの啓発を各関係機関に行うことで高齢者見守りに対応できる地域住民の増加を図る。

また、世代を超えた地域交流の場が減少しているため、子ども会や子どもを拠点とする団体・組織等とも連携を図り、互いに見守り合えるまちづくりの普及のために世代間交流ができる機会を検討し、具体的な活動や開催にむけて後方支援を行う。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

運営要綱の遵守。運営要綱のもと、運営責任の明確化、透明化の確保に努めていく。当事業者はセンター単独ではなく、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、福祉用具事業所が共営しており、その事業者への業務依頼の偏りが生じないよう利用者への意向を尊重しながら、日常的に配慮し、多くの業者の情報を収集し、提供する。

特に公正性中立性に関わる相談や苦情等は留意し、細かな事柄も記録し、兵庫区・保健福祉課へ報告する。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　27

あんしんすこやかセンター名：　みなとがわあんしんすこやかセンター

運営管理者名：　洞　茂男

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。
※当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

▸ 24 時間体制の確保について

営業日　月曜日～土曜日（日曜日・祝日、12/29～1/3　休み）
営業時間　9:00～17:00
営業時間外は電話転送にて対応を行います。
緊急訪問等が必要な場合、早急な対応が出来るようにセンター内で適宜体制を確認します。
特に年末年始・ゴールデンウィークの前には休業中の職員の所在等の確認を行います。

２．職員の配置について

▸ センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・地域支え合い推進員の４職種を配置します。
▸ 月１回のセンター内のカンファレンスと毎朝の申し送りを行い、センター職員間で情報の共有や課題の検討を行い、協力して対応を行えるよう努めます。
▸ 資質向上のため３か月に１回程度で災害対応・感染予防・虐待等の学習会を行います。また外部研修には各自が積極的に参加します。

３．総合相談支援業務について

▸ 利用者本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じたさまざまな相談に応じ、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供を行い、適宜関係機関へ繋げます。
▸ センター広報紙『みなとがわ通信』を発行して、個別相談の場面、掲示板の活用、対象者へのポスティング、高齢者の集いの場などの広報活動を通じて、センター業務・事業、地域の社会資源情報に関する周知・啓発に努めます。
▸ 実態把握について

地域の支援者や圏域内の介護支援専門員、各サービス事業所等との情報共有を密に図り、地域住民の実態把握に努め、早期に必要な支援へ繋げます。また地域住民の声を拾い上げ、地域の状況を把握し、必要な資源開発や地域の担い手の発掘も視野に入れながら地域支援を行います。

▸ 相談内容を分析し、地域課題への吸い上げやチームアプローチの対応力向上に努めます。

４．権利擁護業務について

▸ 高齢者の集いの場に出向きパンフレット等を活用しながら高齢者の権利擁護（成年後見制度・高齢者虐待防止の啓発・消費者被害の情報提供等）についてタイムリーな情報を提供するとともに広く住民に啓発を行います。また支援が必要な方には各関係機関へ繋ぎます。
▸ 関係機関からの通報にて虐待などが疑われる事案を把握した場合は､速やかに当該高齢者宅を訪問するなどして状況を確認し、その状況に即した適切な対応を行います。

▸ 要援護高齢者やその家族に重層的に問題が存在する場合や、要援護高齢者自身が支援を拒否している等の困難事例を発見した場合には、区保健福祉課を始めとして他の職種と連携し対応を検討します。

▸ 地域住民、圏域内の専門職に対して、高齢者における終活支援・意思決定支援等の各施策・制度について、継続的な講座の開催を通じて、「もしもの時」に備える重要性を啓発する機会を持ちます。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

▸ 圏域内の高齢者を担当する介護支援専門員の業務を支援するために、圏域連絡会等の開催を通じて、介護支援専門員や各関係者相互の情報交換等を行う場を設定します。

▸ 適宜、関係職種と連携しながらケース検討会、個別地域ケア会議を開催し、支援者支援、連携の在り方を検討していきます。さらに地域の課題の抽出につなげていけるよう努めます。

▸ 地域ケア会議等の開催を通じて、高齢者当事者、地域支援者、圏域の居宅介護支援事業所・介護・障害サービス事業所、医療機関、関係機関とともに、地域の課題を共有し、重層的な見守りネットワークの充実を目指し、具体化に努めます。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

▸ 一連のケアマネジメント業務を確実に行いつつ、利用者自身が介護予防を意識できるように支援します。

▸ 適宜、対象者や関係者に対して、広報媒体を活用して地域行事や集いの場の提供を行い、自立した生活が送れ、日常的に介護予防に自ら取り組んでいただけるよう働きかけます。

７．地域支え合い活動推進事業について

▸ 民生委員・自治会の地域役員等の地域の担い手の方へ定期的に声をかけるなど、関係性の維持に努めるとともに、情報収集ならびに整理を行います。地域からの相談・通報対応がスムーズに行えるように高齢者の情報をセンター職員で共有します。また困難ケースや緊急対応ケースについてはセンター全体で取り組み、行政とも連携します。

▸ 支援を必要とする高齢者を早期発見して、問題発生をできるだけ未然に防ぐことができるよう、高齢者みまもり応援団（店舗・企業・各事業所）との関係性を築き、兵庫区見守りネットワークの体制整備に努めます。

▸ 兵庫区みまもりネットワークの『みまもりキーホルダー』、『困ったときカード』、神戸市共通の
『あんしんシート』、『エンディングシート』など、各ツールの活用を周知・啓発して、住民の自助・互助の意識づけを促します。

８．認知症に関する取り組みについて

▸ 地域住民に対して、地域の集いの場や個別相談の場を通じて、認知症ケアパスの資料、センターの広報紙等を配布し、認知症の方に対する理解を深めるための啓発を行います。
必要な場合には、専門医療機関の受診、高齢者安心登録事業の利用促進、オレンジチームとの連携など、適切な支援をします。

▸ 認知症の理解を地域に浸透させるために、地域住民、地域支援者、地域を拠点として活動する介護・障害サービス事業所や店舗、関係機関と協働で、認知症サポーター養成講座等の開催を通じて、継続して啓発の機会を持ちます。

▸ 認知症高齢者を介護する家族の方々への後方支援として、介護リフレッシュ教室を開催し今後の居場所になるようオレンジカフェ等へ繋げます。

９．民生委員等地域との連携について

▸ 民生委員、友愛訪問ボランティア、自治会、ふれあいのまちづくり協議会等と連携して、高齢者の見守り情報の収集や相談対応に努めます。

▸ 給食会やふれあい喫茶等の地域集いの場へ出向き、地域住民にとって身近な相談窓口となるよう努めます。

▸ 防災福祉コミュニティ主催の防災訓練、災害時要援護者支援等の事業に対して、圏域内の地域住民と専門職が協働して継続的に取り組めるよう支援します。

１０．医療機関との連携について

▸ 医療機関との連携を密に行うために、インターネットツールを活用し、情報交換を円滑に行います。また必要に応じ医療機関に出向き、顔の見える関係づくりに努めます。

▸ 地域の課題について、医療の視点から、地域住民や介護・障害の専門職との地域ケア会議をはじめとした話し合いの場に参加していただけるよう積極的に働きかけます。

１１．その他関係機関との連携について

▸ 高齢者ができるだけ長く住み慣れた地域で暮らせるよう、家族や地域住民・行政・医療・福祉・法曹等関係機関、様々な支援者が連携できる体制づくりに努めます。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

▸ あんしんすこやかセンター業務に従事する職員全員がセンターの公平性・中立性に十分配慮した業務の遂行を心がけます。またサービスの利用や業務委託の際にはできるだけ利用者の意向に配慮し、誘導や偏りのない提案・調整を行います。

▸ 業務の運営にあたっては地域包括支援センター運営協議会の評価に留意し、日頃から公平性・中立性を確保した業務を実施します。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和　8 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　28

あんしんすこやかセンター名：　荒田あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　　山本　雄三

令和　8　年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

1．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

月曜日から土曜日（祝日含む）の午前 8 時半から午後 5 時半まで窓口対応を行う。時間外は転送電話で相談を受け付け、緊急時は各関係機関と連携し対応を行う。

様々な相談において、本人らしい生活を目指して情報提供と提案を行い、関連機関と迅速に連携する。

2．職員の配置について

主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士、地域支え合い推進員の 4 職種を配置。職員間で支援内容を情報共有し、担当職員が不在の場合でも対応が可能な体制を整える。

毎朝のミーティングで専門職の意見を出し合い、支援方針を決定し、実施、振り返りを行い、支援終結まで関わる。また、月に 1 回センター内でセンター業務の進捗状況の確認、研修内容の復講、支援困難ケースについて進捗状況の確認、方針内容の検討を行う。

権利擁護業務、介護予防普及啓発、包括的・継続的ケアマネジメント業務等について業務が偏らないよう職種を超えて対応していく。

3．総合相談支援業務について

相談しやすい窓口として、わかりやすく丁寧な説明を行う。個々人の抱えるニーズを聞き取り、複合的な課題を分析し、社会資源、介護保険サービス、インフォーマルサービス、セルフケアを活用した支援内容を一緒に検討する。行政、医療、介護、障害等各関係機関と連携し、住み慣れた地域で、本人らしい自立した生活の維持を目指す。支援困難ケースについて、主担当・副担当を決めて適宜進捗状況の報告を行い、支援方法の検討を行う。また、区役所とも連携することでケースの方針を共有している。

地域にある社会資源を常にセンター内で共有することで複合的な課題の相談があった際に迅速に情報提供を行う。

地域ケア会議で作成した「つなげるチェックリスト」の説明と配布に 3 年間取り組んでいる。今後の運用について見直しを行い、孤立を防ぐための効果的な利用方法について再検討を行う。

4．権利擁護業務について

地域で安心して暮らしていくための成年後見制度の説明や地域住民に向けての啓発を行う。金銭管理が困難、認知症により判断能力低下が見受けられるケースについては医療機関の受診

を支援、必要な関係機関に繋ぎ、連携を図っていく。消費者被害防止のための啓発を地域住民に向けて行う。

5．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

居宅介護支援専門員からの相談に対しては､同行訪問や社会資源､地域資源の情報提供をし、望ましい支援を一緒に考え、継続的後方支援を行う。

圏域内及び委託先の介護支援専門員・主任介護支援専門員を対象に「ケアマネおしゃべり会」の名称でケアマネジャーの情報交換会を年 2 回開催する。開催時期は 9 月、2 月を予定している。

支援困難ケースについてはケース検討会議を行い、支援者間で共通認識を持ち、介護支援専門員の後方支援を行う。ネットワーク定例会に参加することでケアマネジャーと顔の見える関係を継続していく。

地域ケア会議で作成した「集い場マップ」を介護支援専門員に配布し、介護保険のサービス利用だけでなく、地域の社会資源とのつながりを計画に反映させることができるよう支援する。

6．介護予防ケアマネジメント業務について

自立支援の観点からケアマネジメントを実施。具体的なわかりやすい目標設定と対象者の強みを生かしたセルフケア、インフォーマルサービス、介護保険サービスを組み合わせていく。本人の希望を聞くだけでなく、専門職の目線でアセスメントを行い、必要なサービスや地域資源を提案していく。

7．地域支え合い活動推進事業について

地域からの要望､発信に対して継続的に対応し､センター内で情報共有を行う｡民生委員、まちづくり協議会、地域団体との情報共有等を通じて地域づくりに努め、地域の集いに積極的に参加し、顔の見える関係づくりを行う。

地域の社会資源情報に高齢者やその家族、支援者が容易につながることができるよう、地域ケア会議で作成した「集い場マップ」を配布し、浸透させる。新たに開催予定の集い場の周知、講師等調整において後方支援を行い、集い場の地域への定着を支援する。

8．認知症に関する取り組みについて

認知症が疑われる高齢者には神戸モデルの認知機能検診の提案を行い､医療機関へ繋ぎ連携を図る。また円滑な医療受診が難しいケースについては、往診医や神戸市認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センターへとつなぎ、早期介入を行う。

今年度開催予定の認知症等声掛け訓練に多世代にわたる地域住民の参加を促し､認知症がある方への対応を確認して学ぶ｡認知症のあるなしに関わらず､孤立せずに暮らしやすい地域を目指す。

9．民生委員等地域との連携について

積極的に面接や電話連絡を通して、民生委員とのつながりを大切にする。

2 か月に１回、兵庫区社会福祉協議会と作成する機関紙を持参することで民生委員、友愛ボランティアと顔の見える関係が継続し、気になる高齢者の早期発見につながる相談をしてもらえるよう努める。

１０．医療機関との連携について

ケアマネジメント、個別ケース相談を通じて医療機関との連携を行い、プラン作成時に意見や注意点等を反映させていく。

医療未受診、服薬確認ができていないケースについての退院後支援について、基幹型病院の地域連携室や診療所・クリニックの主治医・看護師と情報共有を継続し、利用者の受診が適切に継続できるように努める。また医療機関から相談を受けたケースについても対応した経緯などを報告し連携に努めている。

医療機関主催の研修会等へのセンター職員の参加を通して、近隣医療機関の最新情報に触れるとともにより円滑な医療連携を目指す。

１１．その他関係機関との連携について

センターは商業地区にあるので、商店街の連合会、老人会、婦人会、地域のカフェ、地域のクラブ等との関係づくりを行い、高齢者の困り事や相談の連絡が早期に入る体制を目指す。センターのみで対応が難しい相談に対しても、最大限適切な相談先や支援機関へつなぐことができるように各機関等と日々情報共有を行っていく。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

高齢者とその家族の意向を尊重し、希望する事業所へつなぐ。また、希望する事業所がない場合は、公正中立に情報を提供し選定してもらう。偏りのない中立な立場で業務を行う。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：29

あんしんすこやかセンター名：　新開地　あんしんすこやかセンター

運営管理者名：増野　晃子

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

月曜日～金曜日（祝日を除く）の８時 45 分～17 時 15 分・第１土曜（8 時 45 分～12 時 15 分：ゴールデンウィークや年始は変更する場合あり）で開所し４職種が交代で窓口対応する。また営業時間外の夜間や土曜日・日曜日・祝祭日等に職員が不在となる場合でも、携帯電話への転送により介護相談等に対応できる体制を今後も継続する。転送電話対応は、公共の場での携帯電話の使用に制限があることや個人情報保護の観点からも適切な場所でかけなおす等の努力を行う。

月１回センター内のミーティングを開催し、事業計画の進捗状況や業務内容の共有と業務改善について検討する。

２．職員の配置について

4 職種（主任介護支援専門員　1 名、保健師等　1 名、社会福祉士　1 名、地域支え合い推進員　1 名）を配置する。各職種の専門性を生かして、適切で迅速な対応が出来るようチームアプローチに努める。

令和 7 年 9 月～保健師等が欠員となっている。欠員を解消し安定した支援体制を維持するため、継続して求人活動を実施する。

３．総合相談支援業務について

地域の総合相談窓口の拠点として、地域に住む高齢者の様々な相談を適切な機関・制度・サービスにつなぎ継続的にフォローする。そのために職員は積極的にフォーマル、インフォーマルな社会資源の情報収集と開発に努める。

今後も相談受付をシステム入力することで職員間の共有や効率化、迅速な対応を図る。

毎朝ミーティングを行い、新規相談・困難ケースの事例検討と情報共有を行う。緊急対応が必要な際には、その都度４職種間で情報共有をし、複数で対応することを基本とする。

４．権利擁護業務について

地域関係団体や地域行事等で権利擁護（消費者被害や成年後見制度等）に関する広報啓発に努める。圏域内のケアマネジャー連絡会等で、消費者被害や虐待の現状等を共有するなど相談しやすい関係づくりを行う。

神戸市高齢者虐待防止の手引きの内容を遵守し、兵庫区役所保健福祉課への報告、速やかに実態把握を行う。その場合は複数名で事例に即した適切な対応を行う。

消費者被害や特殊詐欺で被害を受けている高齢者の相談が増えている。警察や兵庫区保健

福祉課、神戸消費生活センター等と連携し、特殊詐欺の被害を受けた高齢者の支援を行う。またケアマネジャーや介護事業者と連携し、消費者被害防止に向けた啓発活動を強化する。特に地域密着型サービスにおいては、運営推進会議にて事業所から利用者への直接的な注意喚起を促し、多方面から高齢者に啓発ができるような体制を構築する。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域のケアマネジャー等からの日常的な相談に応じるとともに、必要時に後方支援を行う。

圏域内のケアマネジャー連絡会を開催し、ケアマネジャー同士が相談しやすい関係づくりを行う。また包括的・継続的ケアマネジメントや困難事例から分析した地域課題（経済困窮や支援者間の連携等）について学びや連携を深める機会をもつ。

また認知症や精神疾患、障害、ハラスメント、経済困窮等、多様な課題のある相談が増えている為、専門機関と相談・連携を図り、チームで支援できる体制づくりを行う。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することを目標に介護予防を推進していく。地域の住民の自立をめざし、個別相談時やつどいの場において積極的に、介護予防の普及・啓発を図る（フレイル改善通所サービスの説明や啓発用リーフレットにて普及啓発事業を行う）。

介護予防に資するインフォーマルサービスなどの情報収集を行い、各関係機関（行政、医療機関、民生委員、地域住民等）と連携する。

圏域内でも駅やバス停、スーパーまで徒歩での移動には時間を要する地域で、介護予防の啓発目的にフレイル予防支援事業を行う。

７．地域支え合い活動推進事業について

小地域支え合い連絡会等で民生委員との意見交換を通じ､地域における見守り活動の課題を共有し、早期支援に繋げるネットワークづくりに取り組む。

高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く生活できるような地域にするため、地域支え合い推進員を中心に地域住民と協働し、地域住民が集える居場所づくりを進めることで、地域支え合い体制を構築する。

新しいつどいの場や、参加者が少ないつどいの場が存続できるように後方支援を行う。

８．認知症に関する取り組みについて

認知症の進行や精神疾患の悪化により早急に在宅支援が必要または精神科病院や施設入所が必要になったケースが増えている。また認知症や精神疾患の悪化により身体的・心理的虐待疑いやネグレクト疑いでの通報ケースの割合が多い。

認知症に早期に気づき対応できるよう、地域住民や介護者家族に対して認知症サポーター養成講座等の啓発を行う。また民生委員が不在になった地域の自治会と認知症声かけ訓練を行い、認知症の啓発と自治会との連携を取れる体制を構築する。

認知症未診断や支援拒否などで介入が困難なケースが増えている。積極的にオレンジチームとの連携を図り支援を行う。

９．民生委員等地域との連携について

定期的に各地区の民生委員児童委員協議会と小地域支え合い連絡会を開催し、民生委員、社会福祉協議会、センター職員間で意見交換や連携を図っていくよう努める。

また民生委員と協力し地域や高齢者見守りを行う。民生委員や地域の支援者からの高齢者の相談や情報提供に迅速に対応し、適切に支援を行っていくために、地域行事にも積極的に参加する。

災害時や緊急時に地域の方々と高齢世帯の支援対応ができるよう日頃から地域に出向き、民生委員児童委員や友愛訪問グループ等と協力関係を保つよう心がける。

１０．医療機関との連携について

地域ケア会議を通して、関係機関や地域の医療機関との交流の機会をもち、顔の見える関係づくりに努める。

圏域内の医療機関や地域の高齢者の主治医、医療機関の地域医療連携室と情報交換を密にし、チームアプローチで地域の高齢者を支援できる体制づくりに努める。

１１．その他関係機関との連携について

圏域内に生活保護受給者が多いことや簡易宿泊所に住む高齢者が多いことを鑑み、生活支援課の担当ケースワーカー、くらし支援窓口や簡易宿泊所の管理人と、必要な支援が行えるように連携をより深める。

また多様な課題を持つケースが増えている為､障害者相談支援センターやひきこもり支援室、こども・若者ケアラー相談窓口等の専門相談機関との連携を図る。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

運営要綱、実施要綱に定められた公正・中立の立場を遵守した事業運営に努める。地域の高齢者に提供されるサービスが、特定の種類または特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないよう、日頃から情報収集を行い、公正な立場で情報を提供し、利用者の意思決定を尊重した支援を行う。要介護者に対する指定居宅介護支援事業者の選定相談にあたっては、一覧表を提示し、要介護者またはその家族自らが事業者を選定できるよう支援する。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　30

あんしんすこやかセンター名：　夢野の丘あんしんすこやかセンター

運営管理者名：長田　敬緯子

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

平日（月曜日～金曜日）と第１土曜日の 9：00～17：30 は祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除いて、4 職種が交代で常駐し、電話又は窓口にて相談対応を行います。

夜間（17：30 以降）と第 1 以外の土曜日・日曜日・祝日・年末年始においては４職種が輪番にて転送電話で対応を行い、必要と判断した時には、区との連携のもと、緊急対応を行います。また災害時に備えた BCP を整備し、要援護者の支援体制を整えます。

２．職員の配置について

看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員・地域支え合い推進員・プランナーを配置し、それぞれの専門性を活かし、チームで連携をとりつつ協働する事を心掛けます。

各専門分野の知識を活かす事で、地域住民・高齢者にとってより効果的な支援を目指します。

毎朝のミーテング及び以前からの毎月のセンターミーティング、ホワイトボードの活用等にて情報共有・事例検討等を行い、チームアプローチが行いやすいような体制整備を継続して行っていきます。毎朝のミーテングでは細やかな情報共有を行い、職員全員が詳細にケースを理解できるように職員の資質向上も目指していきます。

センター職員は福祉・医療その他関係の研修等に積極的に参加し、自己研鑽に励んでいきます。

３．総合相談支援業務について

総合相談支援として多種多様な相談にも対応できるために、各職員が相談内容のデータ化、分析を行い地域課題の可視化を推進していきます。複合課題、困難事例に対しチームアプローチ支援を強化していきます。職員の資質向上のためセンター内でチームアプローチの勉強会を定期的に行います。

全職員が地域行事や地域のつどいの場へ積極的に参加し、地域支援者との関係構築に努め相談しやすい関係作りに尽力し潜在的ニーズを把握できるように努めていきます。

また、行方不明者の早期発見早期対応が可能な体制を整えるため、神戸市「高齢者安心登録制度」の情報提供・周知を進めます。

４．権利擁護業務について

虐待の早期発見のための連携体制を強化していきます。状況が深刻化する前に発見できるように地域行事での啓発、広報に力を注ぎます。また発見時、虐待対応手引きに基づい

て対応します。生活困窮な状況にある高齢者や複合課題世帯を早期発見できるよう、地域住民や民生委員、サービス提供事業所、高齢者みまもり応援団、各ふれあいのまちづくり協議会等との良好な関係を構築するとともに、成年後見制度や、高齢者虐待、消費者被害等について、地域へ向けて情報提供・啓発を行っていきます。

処遇困難ケースに対して、それぞれ必要な支援を講じていきます。なお、処遇困難ケースに関しては、対応の都度ごと毎朝のミーテングで支援経過共有と支援方法の検討を行い、チームとしての対応を行います。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

圏域内在住の高齢者を担当する介護支援専門員を対象にケアマネジャー連絡会（年１回以上）を行い、情報発信・情報共有・事例検討等を行う事によって、ケアマネジャーとの関係を構築し、地域課題を共有・検討し相談しやすい関係を作っていきます。また、ケアマネジャーへの支援として困難事例の同行支援や助言を行っていくことで、センターへの理解と信頼を培っていきます。

地域ケア会議を活用し個別課題から地域課題へと展開することに繋げていくことで虐待や困難事例にも一緒にチームアプローチできるような関係性を作っていきます。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活を継続出来るよう、要介護状態になることを予防し、地域特性や地域課題を踏まえたフレイル予防の普及、啓発に取り組みます。

さらに、神戸市のフレイル関連事業に関しては、フレイル改善通所サービス、フレイル予防支援事業等への参加を促し、地域住民の介護予防を図っていきます。

関係機関と連携しながら地域全体で継続的に介護予防に取り組める体制作りを進めます。

７．地域支え合い活動推進事業について

センター職員で協力し合いながら民生委員・友愛ボランティア・自治会・婦人会・老人会などの関係機関と連携し、地域課題や支援を必要とする高齢者等の把握を行います。

ふれあいのまちづくり協議会等が主催の地域行事や、地域住民との触れ合いの機会を通じて地域支え合い活動が根付くよう働きかけます。

また、見守り体制に繋がっていない高齢者の把握と支援導入に繋げるために、地域との連携を深め地域課題に応じた支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

８．認知症に関する取り組みについて

認知症に関する相談は、年々増加している傾向にあり、地域の高齢者にとって認知症は身近な問題になってきています。地域支援者や認知症の方の家族に神戸市高齢者安心登録事業や診断助成制度、事故救済制度、GPS かけつけサービス等の制度の周知をおこない認知症の啓発、相談、支援を行っていきます。また必要な対象者に関しては、認知症初期集中支援チーム・認知症疾患医療センターと連携を取り対応していきます。

今年度に開催する認知症声掛け訓練の実施を通して、地域全体が認知症を理解し、認知症の人も自分らしく住みやすい町づくりに繋げていきます。

９．民生委員等地域との連携について

センター職員全員で､給食会だけでなくつどいの場にも参加する機会を持ち地域と連携を深めていくことに努めます｡今まで地域支え合い推進員が担って来た民生委員等地域との連携をセンター職員全員で対応していきます。

ふれあいのまちづくり協議会等との連携に努め、地域交流センター等で行われる行事に積極的に参加します。また、ふれあい給食会にて介護予防普及啓発を行うことで、地域との関係強化を図ります。

民生委員・主任児童委員・友愛ボランティア・関連サービス提供事業所等と連携しながら、地域高齢者の支援に結び付くように情報共有・連携を図るとともに、地域課題（認知症・防災関連）に添った地域支援者を対象にした研修会や会議等を開催します。また民生委員との地域高齢者への同行訪問なども積極的に行い地域の把握に努めていきます。

１０．医療機関との連携について

介護予防ケアマネジメント業務において､サービス担当者会議への様々な形態での主治医への参加の依頼、介護予防ケアプランの主治医への送付、調剤薬局との服薬管理における連携といった､利用者支援の現場における連携の強化に努めます｡兵庫区地域ケアマネジメントワークでの研修等を通じて、医療機関等と情報交換を行い、地域高齢者支援における連携を深めていきます。

地域ケア会議開催時、参加を打診したり意見確認等を行ったりする事で、主治医に地域見守り等の輪の中にも入っていただけるように依頼、調整を行っていきます。

１１．その他関係機関との連携について

地域、行政、保健、医療、福祉の各関係機関及び地域のインフォーマルサービス、障害者支援の関係機関などと連携を行っていきます｡介護医療サポートセンターやオレンジチームなどと連携を図りその他関係機関と一緒に取り組むことで問題の早期解決を図ります。

今年度地域と各関係機関と共に防災について連絡会を行い、連携を深めることに努めていきます。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンター事務マニュアルをはじめとするマニュアル等に則った対応を基本とし、地域包括支援センターの公正・中立な立場を職員間で常に確認し合います。

利用者からの相談に際しては、生活困難な状況等を丁寧に聞き取った上で、ニーズに沿ったサービスを提示し、適正に繋がるように支援を行います。

４職種で相談受付簿を共有し毎朝のミーテングでの申し送りと共有事項で公正かつ中立な業務を運営していることを確認します。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　31

あんしんすこやかセンター名：　中道あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　上山　秀和

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

地域包括ケアシステムの充実から地域共生社会を見据えた地域づくりを目指し、高齢者がその人生を地域にて全うできるよう、幅広いニーズに応えることを目指してまいります。そのために法人職員とも協力しながら、通常、月曜から土曜の 9：00～17：30 までセンター業務を行っておりますが、営業時間外においても電話転送サービスを利用することで 24 時間相談体制を確保しております。

前年度は管理者等役職にとらわれることなく、4 職種で協力しながら業務に取り組み、どの職員が行っても一定の安定性と継続性を維持し、地域支援者や関係機関とのつながりを強化出来るよう取り組んでまいりました。

今年度も引き続き、職種を越えた取り組みを続け、業務改善を行い、より安定したセンター運営が出来るように以下のことに取り組んでまいります。

・センター運営面において質の向上を目指し、朝夕のミーティング時に各自の行動予定を確認し、業務内容についてフィードバックを行います。
・月１回、四職種ミーティングを行い、センター行事の確認だけでなく、個別ケースの共有を行い、適宜、記録を残すことでセンター内の連携を深め、担当者が不在の場合でも一定の対応が出来るように運営の安定性と継続性を高めます

２．職員の配置について

運営管理者兼社会福祉士１名、保健師１名、主任介護支援専門員１名、地域支え合い推進員１名を配置しておりますが、急な休職や長期の休暇が必要となった場合でも安定したセンター運営が行えるように以下のことに取り組んでまいります。

・運営管理者を含め 4 職種それぞれの取り組む業務ごとにフォルダーでまとめ、管理します。必要に応じてマニュアルを作成する等、他職種でもシンプルで分かりやすい業務を心がけます
・センター主催の行事には主担当、副担当を１名ずつ配置し、互いの業務手順を把握するだけでなく、それぞれの専門性を尊重した上でより良い取り組みとなるように提案し、業務改善に努めます

３．総合相談支援業務について

様々なサービスを切れ目なく提供できるように相談対応力の向上に努めてまいります。

前年度は地域の支援者や医療機関等から、今後、センターの関わりが必要で事前に情報提供をしておきたいという連絡が増加しました。

相談しやすいセンターを目指し、今年度は以下のことに取り組んでまいります。

・個々の専門性を高め、課題解決能力の向上を図るため外部研修に積極的に参加し、幅広い知識の習得に努め、得た知識を職員間で共有し、様々なケースへの対応力を高めていきます

４．権利擁護業務について

高齢者虐待や消費者被害などへの初動対応を早め、高齢者やその養護者、支援者から得た情報を適切にアセスメントし､解決に向けたアドバイスを行うことが出来るように取り組んでまいります。

前年度に引き続き消費者被害に関する相談が少ないことが課題です｡そこで今年度は以下のことに力を入れて取り組んでまいります。

・給食会等、地域が主催する行事に参加し、高齢者虐待・消費者被害の情報を発信することで広報啓発だけでなく、センターの相談機関としての役割を周知していきます
・成年後見制度の活用や高齢者虐待の対応などの権利擁護業務についても各職員が理解し、チームアプローチの素地を形成します

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

日頃より関係機関と顔の見える関係性を構築する為にも、処遇困難ケースなどの相談には、介護支援専門員等への後方支援を積極的に行い､高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように多職種連携を中心に地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

前年度は３か月に１度、ケアマネージャー連絡会を開催し、ケアマネジメント力の向上に資するように講師を招き、講義中心に行いました。

今年度は、以下のことに力を入れて取り組んでまいります。

・アンケート等でケアマネージャーの意向を確認しながら、希望に沿った連絡会を３か月に１度開催します。また今年度も多職種連携に力を入れ、日常的に連携が取りやすくなるように顔の見える関係性作りに寄与します
・処遇困難ケースにはセンター職員全員で後方支援を行い、担当のケアマネージャーが安心してケアマネジメントを行える環境を整えることで､利用者様が安心してサービスを受け、地域で暮らしていける環境作りを行います

６．介護予防ケアマネジメント業務について

高齢者がいつまでもいきいきと自立した生活を送るために､フレイル予防に取り組むだけでなく、介護保険サービスを利用する上でも、自立支援と重度化防止を念頭に、インフォーマルサービスの提案を行い、適切なケアマネジメントを行ってまいります。

前年度は巡回派遣員によるプランチェックにおいても指摘事項は少なく、お互いに日頃からわからないことは確認し合うこともしてまいりました。その上で今年度は以下のことに力を入れて取り組んでまいります。

・申請相談の際にしっかりと話を聞き、高齢者の状態やサービス希望によっては要介護・要支援認定申請だけでなく、基本チェックリストでの事業対象者の申請を勧めます
・フレイル改善通所サービスや生きがいデイサービス、リハビリ専門職の同行訪問を活用し、高齢者自身が意欲的に介護予防に取り組めるようにケアマネジメントを行います。

７．地域支え合い活動推進事業について

住み慣れた地域で、できるだけ長く自立した生活を維持できるよう、出張健康相談（仮）を行い、高齢者のフレイル予防だけでなく、健康増進に努めます。

後継者不足のため、年度末で終了となった、ふれあい喫茶もあることから地域支援者との連携を深め、見守り力が低下しないように今年度は以下のことに力を入れて取り組んでまいります。

・出張健康相談（仮）を定期的に開催し、相談に対しての提案だけでなく、血圧測定や健康に関する講話を行い、地域住民の健康意識の向上を図り、介護予防に繋げます
・出張健康相談の開催を重ねる中でつどいの場の運営に関心のある方とのつながりを深めます

８．認知症に関する取り組みについて

認知症を患う方の意思が尊重され、出来る限りその人らしく在宅生活を継続していけるよう、医療介護の関係機関との連携や神戸市高齢者安心登録事業･高齢者見守りネットワーク事業の普及啓発に努めてまいります。

その上で今年度は以下のことに力を入れて取り組んでまいります。

・B 地区で認知症声かけ訓練を開催します。事前講習として、認知症サポーター養成講座を行い、認知症への理解を深めます
・認知症高齢者を介護する方を介護リフレッシュ教室に案内する等、孤立しないように支援します
・神戸市高齢者安心登録事業や兵庫区みまもりキーホルダーの周知・活用を進め、高齢者見守りネットワークの緻密化に努めます

９．民生委員等地域との連携について

民児協定例会や防災福祉コミュニティとの顔の見える関係性作りを意識して、定例会に伺い、情報共有や情報提供に努めてまいります。

・民生委員や防災福祉コミュニティの定例会に参加することで顔の見える関係性を築き、情報共有、情報提供を行います

１０．医療機関との連携について

センターが介入した際には早急にサービス調整が必要な状態ではあるものの医療に繋がっていないことからスムーズな認定申請が出来ないケースがありました。その上で、今年度は以下のことに取り組んでまいります。

・認知症神戸モデルの認知機能検査や後期高齢者無料健康診査などを給食会やつどいの場で広報し、早期の受診を促すだけでなく、必要な方には訪問診療等の提案、医療機関との連携を行っていきます

１１．その他関係機関との連携について

介護サービス事業所や民生委員、友愛訪問ボランティアといった馴染のある機関だけでなく、相談支援事業所や子ども食堂等を運営している団体とも連携し、幅広く情報提供、情報収集を行い、ネットワークの構築に努めます。

・多世代に地域包括支援センターやその活動を周知してもらうために広報を障害や子どもの分野に広げていきます

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

介護サービスの提供や関係機関への紹介など、センター業務の様々な場面で、公正かつ中立な活動が出来るよう、苦情相談窓口の設置のほか、コンプライアンス遵守に努めてまいります。また、常に社会の変化に敏感であり、最新情報を収集し、それを運営に反映させることでより質の高いサービスを提供してまいります。その上で、今年度は以下のことに取り組んでまいります。

・個人情報の保護には十分な配慮を行いつつ、弁護士相談の活用や外部関係機関からの助言を積極的に取り入れ、より広い視野での運営を検討してまいります

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　32

あんしんすこやかセンター名：　キャナルタウンあんしんすこやかセンター

運営管理者名：　橋本　薫子

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

営業時間は月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 6 時まで（祝祭日を含む）。夜間は、併設施設の宿直員が電話等で対応し、相談内容に緊急性が認められる場合は、センターで定めている連絡網に従ってセンター職員に連絡し、迅速に対応する。緊急性がない場合は、翌日のセンター職員が出勤時に共有、相談し対応する。

年末年始に関しても基本的に同様の対応とする。（但し、日曜日、1 月 1 日は休業とし、日中の時間帯も夜間対応と同様とする）

２．職員の配置について

主任介護支援専門員 1 名、保健師 1 名、社会福祉士 1 名、地域支え合い推進員 1 名の計 4 名を配置し、それぞれの職種の専門性を活かしたチームアプローチのもと、地域包括ケアシステムの推進を目指していく。

事務員およびシルバーハウジング見守り担当として 1 名の職員を配置し、事務作業の効率化を行う。

３．総合相談支援業務について

センターに寄せられる相談内容は、年々、複雑化している。その中で多いのが、家族や親族などの支援が望めない独居もしくは高齢夫婦のみ世帯の相談である。このような場合、金銭的な困窮の悪循環に陥ってしまう前に、早期発見・早期解決の考え方のもと、相談を受けた際は迅速に対応することが求められている。そのために、見守り協力事業者や、兵庫区高齢者みまもり応援団、各公営住宅の見守り担当窓口などと日々の連携に努めていく。また、地域で見守りを行っている民生委員、友愛訪問ボランティア、集いの場の関係者との情報交換の場を持ち、相談者の早期発見につなげていくため、ネットワークづくりのための地域ケア会議を開催する。

４．権利擁護業務について

近年、高齢者を狙った巧妙な特殊詐欺による被害は増加傾向にある。圏域内の地域住民に対しては、これまでも普及啓発を行ってきた。今後も継続して活動を行っていき、被害発生を未然に防いでいく。具体的には、各地区の高齢者の集いの場に参加し、特殊詐欺への注意を促していく。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

前年度は圏域内・外の介護支援専門員も招いて定期的にテーマ別学習会を開催した。

今年度も引き続き、年間計画を基に学習会を開催し、介護支援専門員としての知識を深め、多様な事例に対応できる力を向上していく。またお互いの事例の共有や新しい情報を交換することで、自身のケアマネジメントの振り返りや悩みの解決ができる場を目指す。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

４職種に加え、２名の専任プランナーで自立支援の観点からケアマネジメント業務を実施していく。具体的なわかりやすい目標設定と自身の強みを活かしたセルフケアやインフォーマルサービス、介護保険サービスを組み合わせていく。また、フレイル予防啓発、介護予防啓発を並行して行うことで、その人らしい生活を地域で送られるように支援をしていく。

７．地域支え合い活動推進事業について

各地区のふれあい給食会やふれあい喫茶などの地域行事に定期的に参加し、地域の声を拾い支援につなげていく。A 地区で開催している「キャナル元気になろう会」については、住民主体による運営への移行に向けて今年度も働きかけを進めていく。また、ふれあいのまちづくり協議会委員会への参加も継続し、地域諸団体との良好な関係づくりに努めるとともにあんしんすこやかセンターの地域における発信力を高めていく。

B 地区では集いの場の縮小傾向が続いており、新たな担い手の発掘につなげる目的で、昨年度に子ども分野の支援者と連携し多世代交流イベントを企画・実施した。子どもの参加者が集まらず課題を残したが、反省を活かして今年度も子ども分野の支援者と話し合いを重ね、多世代交流イベントを企画・実施する。

８．認知症に関する取り組みについて

認知能力の低下や、認知症の周辺症状の悪化で周囲が対応に困るなど、専門的な知識を要する相談が増えている。警察をはじめ関係機関からも認知症の周辺症状に関する相談事例が多くなっている。

認知症の進行に伴い、生活が立ち行かなくなる高齢者が増えている。周囲の関係者が対応に困り疲弊するケースも少なくはない。今年度はこのようなケースを取り上げ、個別地域ケア会議を開催し対応方法について話し合う。また、前年度開催できなかった認知症サポーター養成講座を開催する。

９．民生委員等地域との連携について

小地域支え合い連絡会を通して、高齢者に関する情報共有や意見交換、各専門職からの情報提供を行い、民生委員との顔の見える関係づくり、良好な関係性を保てるような働きかけを行う。また、月１回、3 地区ごと順番に民生委員宅を訪問し、直接顔を合わせて地域の声を聴く機会を持つ。

圏域内各地区において、支援者の高齢化・担い手不足といった問題が表面化している。昨年末の民生委員の改選でも欠員の解消には至っておらず、新たな担い手・協力者を探すことは喫緊の課題となっている。今後も若い世代を含む多世代への働きかけができるよう地域の諸団体と連携していく必要がある。A地区のふれあいのまちづくり協議会委員会への参加を

今年度も継続し、諸団体とのより良好な関係づくりを図るとともに、より広い世代に高齢者の支援に関心を持ってもらうことができるよう働きかけを続けていく。

１０．医療機関との連携について

家族関係が希薄な方や独居高齢者・高齢者世帯が多く、家族支援が望めない事例が増えてきている。その為、入院しても退院後の生活調整が難しくなってきている。入院中から退院までの間に医療機関と密に連携を図り、退院後問題なく生活できるようにする。

また、令和７年度も認知症に関する相談が多く寄せられた。相談の中には、既に認知症と診断を受けている方だけでなく、認知症疑いの方に関する相談もある。医療機関と情報共有を行い、早期に認知症の診断・治療に繋げられるように今後も連携していく。

１１．その他関係機関との連携について

令和７年度は、住宅管理センターや兵庫区高齢者みまもり応援団から高齢者についての情報提供が多く寄せられた。その情報をもとに早期対応することができた。各機関との関係性の向上が、よりよい見守り活動につながると考える。今後も、兵庫区高齢者みまもり応援団・住宅管理センター・警察などと連携し、高齢者の見守りや緊急事態の早期発見・対応を行っていく。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センターの公正・中立性を各職員が認識、自覚し、積極的な事業運営を実施していく。居宅介護支援事業所、介護サービス事業所を紹介、選定するにあたって公正・中立性を基本に情報提供や依頼を行っていく。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　33

あんしんすこやかセンター名：　浜山　あんしんすこやかセンター

運営管理者名：原　教泰

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

営業時間は月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（祝祭日を含む）。また日曜日も可能な範囲で職員を配置し、地域の方々からの相談しやすい環境を確保できるようにする。営業時間内での問い合わせの電話に対しては､万一他の電話対応や来談者対応中で電話にすぐに出られない場合でも、留守番メッセージでその旨伝え、折り返し電話するなどして対応し、相談電話をかけてきた方に不快な思いをさせないよう配慮する。営業時間外の対応については、来談者には施設職員（宿直等）が対応にあたり、後日センター職員から連絡をとる等して対応にあたる。時間外の電話相談に対しては、管理者が所持する携帯電話へ随時転送されるようにし対応にあたる。

２．職員の配置について

看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士及び地域支え合い推進員の専門職 4 名を配置。日々の相談業務に対し適宜チームアプローチを行い適切な対応につなげる｡特に地域の独居高齢者への見守り等については、地域の民生委員や友愛ボランティアらとも適切な連携をとっていく。その他予防支援事業所専属のケアプランナー2 名を配置し引き続き介護予防プランの充実にも配慮する。また当センターは LSA 業務及びセンターの事務要員として別途人員を 1 名配置。シルバーハウジング入居者に対しても適切な対応にあたる。

３．総合相談支援業務について

運南地域の高齢者総合相談窓口の拠点であることを全センター職員が認識した上で､相談に来られた方には懇切丁寧な対応を心掛ける。まずは相談内容の傾聴に徹し、どういった点に不安を覚え相談に来られたのか､できるだけ本人やその家族の思いを引き出せるよう心がけ対応にあたる。互いの話し合いで見出したニーズ（問題点）に対し、双方が納得できる対応策をスムーズに提案できるよう心掛ける。また、生活に支障を来していながら自ら支援を求めることができないケースもあり､地域のネットワークや関係機関とも適切に連携をとり今後も引き続き出来る限りのアプローチを心がける。受けた相談業務は全てデータ化し蓄積すること、傾向を掴むこと、そのなかでも介護サービスにつながらず地域で困っているケースなどは「気になるケース」としてセンター職員が常に把握をし、いつでも適切なアプローチができるよう心がける。

４．権利擁護業務について

高齢者の尊厳を守るため､今後も必要なケースがあれば成年後見制度の活用に対して積極的に関与していく。また虐待相談、困難事例への対応、消費者被害の防止にも各専門職が協力し合っ

て対応にあたっていく。特に、地域や事業所などから通報のあった虐待相談については、迅速な情報収集に努め、区と連携しながら適切な対応を心がける。また運南地域で起こった消費者被害については、個人情報に留意しながら適切に地域住民に情報提供し、注意喚起に努める。権利擁護事業についても、センター職員が地域のふれあい給食や喫茶などの場に積極的に出向き、啓蒙活動につなげていく。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域のケアマネジャーが、困難事例を一人で抱え込んで悩んでしまうことのないように、普段から連携を密に取っていく。また困難事例がある場合には、積極的にケアマネジャーの意見を傾聴するようにし、解決策を一緒に探していくという姿勢を心がける。

今年度も引き続き運南地域の居宅介護支援事業所のケアマネジャーや各介護サービス事業所、医療機関を中心に集まる機会をもち、情報交換を行っていく（ハートンネット地域会議）。その中で圏域内特有の課題があった場合には、別途関係者があつまり話し合う機会につなげる（個別地域ケア会議）。なお今後も無理なく継続できるよう、Web を活用した交流の場を継続していく。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

地域で広がっているつどいの場等を後方支援し、できるだけ地域のなかで地域住民が自主的に介護予防に取り組めるよう働きかける。また当圏域で行われているフレイル改善通所サービスの広報にも努め一人でも多くの該当者をその事業につなぎ、圏域内のフレイル改善予防の機運を高める。同時にこれらつどいの場を活用した横のつながりを広げ互いの自助共助の意識を高める機運を作る。その為にも、今後つどいの場に新たな付加価値をつけて、より多くの新たな地域の高齢者が参加するような仕組みづくりをする。

７．地域支え合い活動推進事業について

介護保険のサービスだけでは細かい見守りや支援など補いきれない部分があり、地域住民同士での支え合いが必要となる。民生委員や友愛訪問ボランティアらが地域のちょっとした気がかりな高齢者を見守ってくれている現状があるが、そうした人たちも高齢であり、対象者を見守ることに負担を感じている。今後はそうした支援者の負担感を少しでも軽減できるような仕組みづくりをしていく。具体的にはこれまで行っていた町毎の民生委員や友愛訪問ボランティアらとの情報交換を継続しセンターとの関係をより密にすることで、高齢者を安心して見守ることができるような仕掛けづくりを行う。

８．認知症に関する取り組みについて

令和 7 年度は警察に保護される認知症のケースが 24 件あった。それらのケースを整理分析することで圏域内の認知症（周辺症状を有する事例）に関する傾向を掴む。必要であれば地域住民に対し認知症に関する勉強会を開催するなどして、認知症に関する知識を深めてもらい、地域で暖かく見守る仕組みづくりのきっかけとする。

また高齢化が進むマンションにおいても認知症状が進んでからセンターが介入するケースが増えている。ケースの早期発見の為にもセンターが出張相談会を開けないか、地域住民と話し合っていく。

９．民生委員等地域との連携について

地域支え合い推進員を中心にこれまで培った地域との信頼関係をベースに、民生委員や地域住民からの相談への対応、コミュニティづくりの支援、介護予防のための仲間づくりの支援を今後も継続して行う。小地域見守り連絡会等においては、ひとり暮らし高齢者等の情報把握を行い、問題を抱えた高齢者の早期発見につなげていく。また今年度も小地域の単位で友愛訪問ボランティアとの連絡会を開催。センターがより地域の中に入り情報交換をすることで有意義な地域ケア会議につなげ地域の問題の共有と問題解決の糸口をつかむ。

１０．医療機関との連携について

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、主治医、地域医療連携室との連携をより一層図る。治療中の疾病については専門的な意見を仰ぎ、退院時医療専門職とのカンファレンスの参加など在宅支援に役立てていく。

また、健康寿命延伸の推進の観点からも、介護予防に対する医療機関との連携を強める。具体的には地域住民のつどいの場事業などを地域の医療機関に紹介するなどして、介護予防の広がりにつなげる。また上記『５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について』で述べた圏域内のケアマネジャーとの連絡会（ハートンネット地域会議）にも医療機関の参加を呼びかけ、常日頃からの関係性を深めるよう工夫していく。

１１．その他関係機関との連携について

市町村、サービス事業者、保健福祉の関係機関、地域のインフォーマルサービス等様々な社会資源が連携し合う、地域ケアネットワークの構築を目指す。

具体的には、センター運営管理者が中心となり地域の各団体（まちづくり協議会や民生委員児童委員協議会など）の会合に定期的に参加することで“横のつながり”を作り、そこから新たな高齢者見守りネットワーク構築の糸口とする。

また当圏域は海抜 0 地域を含むエリアであり、大地震の際の津波への被害が懸念される。このため当該校区の防災コミュニティらや関係機関と適宜情報交換をはかり、地域の高齢者の防災についてもセンターの役割を果たす。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

地域包括支援センターの運営に当たっては、その方針について、地域包括支援センター運営協議会の議を経ることとする。公正・中立性の確保については、センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由がなく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないかを十分考慮した上で対応する。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する